

「大垣市立安井小学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

令和2年4月1日改訂

はじめに

ここに定める「大垣市立安井小学校いじめ防止基本方針」は平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

その後、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本方針」が平成29年8月22日に改定されたのを機に、一部追記し、令和2年4月1日改訂を行った。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第2条）

＜物理的な影響を与える行為とは＞

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりされたりすることを意味する。「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る可能性がある最も深刻な人権侵害である」
- ・「いじめは、身体的な影響のほか、心理的な圧迫等で苦痛を与えるものも含まれる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての基本的な構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、事情調査を的確に行い、いじめに該当するか否かを判断する。」
- ・毎月、「安井小はいいな！」アンケートを実施するとともに、個別の面談を行い、児童一

人一人の状況の把握に努める。

- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に
にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、3か月を目安として継続して十分な注意を払い、
折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 魅力ある学級・学校づくり
（「分かる授業」の推進，規範意識・主体性・自治力等を育成する指導）
 - ・「聴き方・話し方」など仲間を大切にした規律ある授業づくり
- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
 - ・児童のよさを価値付け，位置付け，自己肯定感を高める学級づくり
 - ・人権やいじめについて考え，自己を見つめさせる場の設定
- (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
 - ・『安井小人権宣言』を核とした授業づくりや月目標の取組
 - ・児童同士が互いの良さを見つけ合い，高め合える仲間づくり
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・携帯電話やスマートホンなどの使用について，4年生以上の児童と全学年保護者へ
の講習の実地
 - ・「情報モラルの約束」をもとにした長期休業前の指導の実地（全学年）

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 定期的に「安井小はいいな」のアンケート（記名式）を実施し，実態を把握する。（月
に1回）
- (2) 教育相談を実施し，悩みや不安について把握する。（相談時間を確保する）
- (3) 学習ノート・日記等の記述内容から児童の状況を把握する。（毎日）
- (4) 教師間で気になる児童の情報を交流し，共通理解を図る。（随時）
- (5) 気になる情報について保護者とも情報を共有し，児童を見守る。（随時）
- (6) 個人調査（アンケート等）はいじめが重大事態に発展した場合は，重大事態の調査組
織においても，アンケート調査等が資料として重要になることから，6年間保存する。

4 いじめ防止・対策組織について

- (1) 「いじめ防止・対策組織」を設置
- (2) 組織のメンバー

学校職員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，
養護教諭

学校職員以外：保護者代表，学校評議員，スクールカウンセラー，スクールソーシャル
ワーカー等

必要に応じて：大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム

(3) 組織の役割

- ①いじめ防止のための方策の推進と見直し（相談体制の把握と助言）
- ②いじめ発見時の初期対応の中心
- ③全校指導体制のコーディネート
- ④いじめ防止のための職員研修の実施

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 総会での「いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、Web ページ（安井小HP）等による「方針」等の発信 ・職員研修＜資質向上委員会＞の実施 （方針、前年度のいじめの実態と対応等） ・児童会の取組 （1年生を迎える会：『安井小人権宣言』を引き継ぐ心の育成） ・アンケートの実施、教育相談の実施 	<p>問題行動調査 の方向 「安井小はいいな」アンケート</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止・対策組織、学校評議員会で「方針」説明 ・アンケートの実施、教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策組織」の実施 （外部専門家も含む） <p>※ 校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施</p>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止のための学年集会 ・児童向けネットいじめ研修 ・アンケートの実施、教育相談のための特別日課の実施 	<p>行事等での人間関係の変化を把握 無記名アンケート</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「学校評価アンケート 教職員取組評価」 （対策等の見直し）・校内「いじめ未然防止・対策組織」の実施 （1学期の取組の評価・第1回県いじめ調査） ・アンケートの実施、教育相談の実施 	<p>第1回県いじめ調査の報告 夏季休業中の指導</p>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 （ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会の実施） ・校内「いじめ未然防止・対策組織」の実施 ・職員会 共通理解 （第1回「安井小はいいな」アンケート ・県いじめ調査の校内調査報告と改善策） 	

安井小人権宣言
の取り組み

9月	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりによる取組の見直し等の公表 Web ページ等による取組経過の報告 アンケートの実施, 教育相談の実施 	安井小人権宣言の取り組み	行事等での人間関係の変化を把握 「安井小はいいな」アンケート
10月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会 (いじめ防止対策と取組についての中間交流) 学校評議員会 (第 1 回県いじめ調査の校内調査報告) アンケートの実施, 教育相談の実施 		行事等での人間関係の変化を把握
11月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の実施 「ひびきあいの日」に向けた取組 (全校でのいじめ防止対策の取組) 児童向けネットいじめ研修 児童会の取組 (『安井小人権宣言』生活の見直しと心の育成) アンケートの実施, 教育相談のための特別日課の実施 		無記名アンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「ひびきあいの日」(児童会のいじめ防止対策の発表) 校内「いじめ未然防止・対策組織」の実施 (いじめ防止対策の取組についての中間交流) アンケートの実施, 教育相談の実施 		冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回学校評価アンケート (教職員の取組評価・次年度に向けて) 教育相談の実施 職員会 共通理解 (第 2 回「安井小はいいな」アンケート県いじめ調査の校内調査報告) 教職員による次年度の取組計画 アンケートの実施, 教育相談の実施 		第 2 回県いじめ調査報告
2月	<ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会:『安井小人権宣言』見直しと引き継ぐ心の育成 第 2 回「いじめ未然防止・対策組織」の実施 (外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案) いじめ防止・対策組織, 学校評議員会の実施 (第 2 回「安井小はいいな」アンケート・学校評価・県いじめ調査の校内調査報告) アンケートの実施, 教育相談の実施 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施, 教育相談の実施 第 2 回学校評価アンケートより次年度の計画 学校だより等による次年度の取組等の説明 		調査報告の準備

6 いじめ問題発生時の対応

- (1) いじめの訴え、情報、兆候の察知をする。
- (2) 被害児童より詳細な事実を把握する。
- (3) 管理職に報告と対応方針の決定、役割分担を明確にして組織的に対応する。
- (4) 事実に基づき、児童への指導と保護者への説明を行う。
- (5) 加害児童には、相手の苦しみを理解させ、指導を行う。
- (6) いじめが悪質な場合（傷害・恐喝など）は相手の保護者と相談の上、「いじめ防止・対策組織」で状況を把握し、必要な場合は外部機関とも連携を図る。
- (7) いじめの指導が終わっても、カウンセリングなどを通して心のケアを継続し、被害児童を見守り続ける。
- (8) いじめを傍観していた児童、見て見ぬふりをしていた児童に対しても指導を行う。

7 重大ないじめ事案に対する対応

いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時、いじめにより児童が相当の期間にわたり、学校を連続して欠席することを余儀なくされている場合があると認められる時には、下記のような対応をする。

- (1) 教育委員会へいじめの事実の速やかな報告
- (2) 教育委員会との協議、いじめ問題対策推進委員会議を設置
- (3) (2)を中心に、事実関係の調査の実施
※児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (4) (3)の調査結果を関係保護者に提供
- (5) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たる。
- (6) 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできないことに留意する。

8 学校評価における留意点

いじめを隠蔽せず、いじめの未然防止や実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、保護者及び教員による学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止のための取組及び早期発見・早期対応の取組に関すること（アンケート、面談、個人調査の実施）
- ② いじめ問題時の対応に関すること（事案対処のマニュアルの実行）
- ③ 重大ないじめ事案に対する対応に関すること（事案対処のマニュアルの実行、学校いじめ対策組織を核とした学校体制での対応）